

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人浜松医科大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人浜松医科大学役員給与規程により、勤勉手当については、学長が国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及びその者の職務実績、貢献度等を総合的に判断し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠し、国家公務員の指定職本給表を参考に、H24年4月1日より本給を約0.23%引き下げ、H24年8月1日より本給に関連する給与支給額及び期末手当勤勉手当相当分を9.77%減じた。

理事

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠し、国家公務員の指定職本給表を参考に、H24年4月1日より本給を約0.23%引き下げ、H24年8月1日より本給に関連する給与支給額及び期末手当勤勉手当相当分を9.77%減じた。

理事(非常勤)

改定なし

監事

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠し、国家公務員の指定職本給表を参考に、H24年4月1日より本給を約0.23%引き下げ、H24年8月1日より本給に関連する給与支給額及び期末手当勤勉手当相当分を9.77%減じた。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	15,402	11,039	3,954	78 (通勤手当) 332 (地域手当)			
A理事	12,134	8,706	3,118	49 (通勤手当) 262 (地域手当)			
B理事	12,109	8,706	3,118	24 (通勤手当) 262 (地域手当)			
C理事	12,433	8,706	3,118	348 (単身赴任手当) 262 (地域手当)			
D理事 (非常勤)	2,520	2,520	0	0 ()			
A監事	12,134	8,706	3,118	49 (通勤手当) 262 (地域手当)			
B監事 (非常勤)	2,520	2,520	0	0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事A						該当なし	
理事B						該当なし	
C理事						該当なし	
D理事 (非常勤)						該当なし	
A監事						該当なし	
B監事 (非常勤)						該当なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費管理は、中期目標期間中の人件費予算の展開を踏まえ、中長期的な観点に立ち、適切な管理を行うこととし、総人件費改革における人件費削減についても組織の再編等による業務の合理化・効率化を推進し、適切な人件費管理を図るものとする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金の措置されていることや政府決定を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、給与決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績の給与への反映については、評価制度や勤務の実態に即した方法(勤務箇所での調査に基づいた優秀者の推薦)等により、実施している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好以上でかつ、昇格の基準に達した者は、1級上位の級に昇格させることができる。
本給月額 (昇給)	一定期間を良好以上の成績で勤務した場合に4号給～8号給の範囲内で昇給させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

1) 平成24年4月1日

① 本給月額を国家公務員の俸給表に準拠し、約0.23%引き下げた。

② 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日からH21年1月1日に
おいて昇給した職員について、最大2号俸上の号俸とした。

2) 平成24年8月1日～平成26年3月31日

(1) 本給表関連の措置内容: 本給月額を級に応じて4.77%～9.77%減じた。

① 9.77%・・・一般職(一)7級以上、教育職5級、指定職本給表、年俸制本給表(特任教授)

② 7.77%・・・一般職(一)3級～6級、一般職(二)4級以上、教育職3級～4級、
年俸制本給表(特任講師及び特任准教授)

③ 4.77%・・・教育職2級以下、年俸制本給表(特任助教及び診療助教)

(2) 地域手当の措置内容: 本給表関連の措置と同内容

(3) 管理職手当(俸給の特別調整額相当)の措置内容: 10%減じた

(4) 期末手当及び勤勉手当の措置内容: 支給額を9.77%減じた。

(年俸制本給表を除く(1)の①～③の職員)

(5) 超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び時間単価の算出についても、本給表関連の措置に準じて措置を講じた。

・国と異なる措置の概要: 一般職(一)2級以下、一般職(二)3級以下、医療職(一)及び医療職(二)は特例法に基づく措置から除外した。

・役員については、I-1-②を参照

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	867	41.6	5,533	4,172	41	1,361
事務・技術	154	46.6	5,316	3,997	61	1,319
教育職種 (大学教員)	221	48.2	7,624	5,746	41	1,878
教育職種 (外国人教師等)	1					
技能・労務職種	18	54.5	5,184	3,918	73	1,266
医療職種 (病院看護師)	374	35.7	4,585	3,463	33	1,122
医療職種 (病院医療技術職員)	98	38.7	4,803	3,626	34	1,177
その他の医療職種 (看護師)	1					

常勤職員(年俸制)	39	41.5	6,401	4,878	62	1,523
教育職種 (大学教員)	39	41.5	6,401	4,878	62	1,523

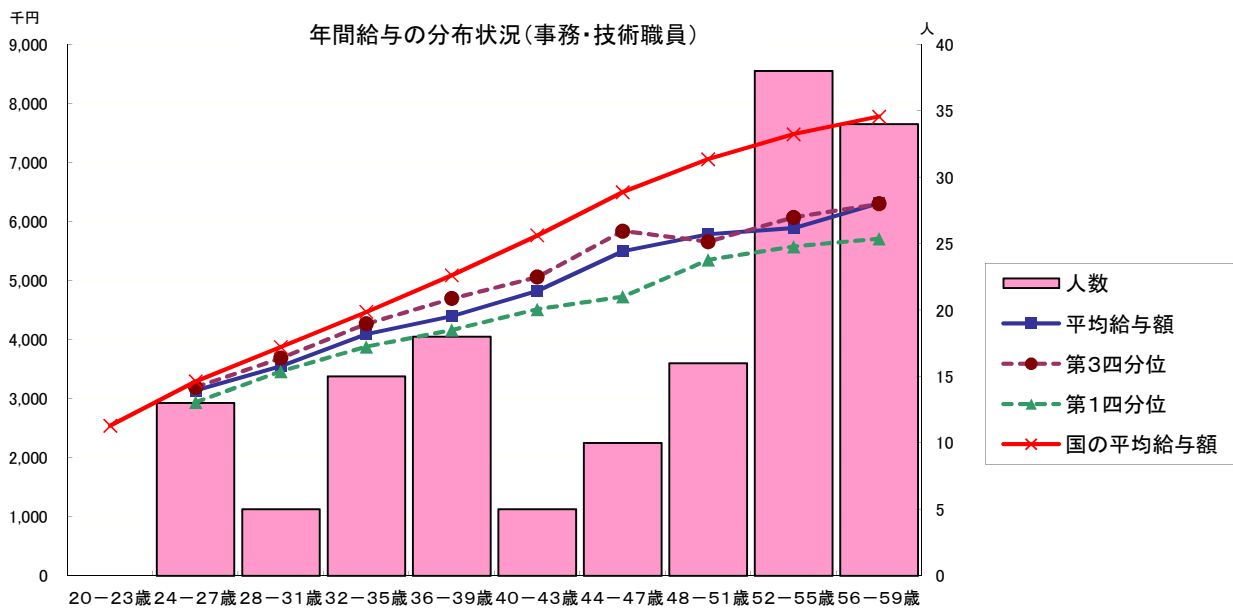
非常勤職員	36	39	3,708	2,807	62	901
事務・技術	4	41	2,988	2,277	65	711
教育職種 (大学教員)	4	45.5	5,257	3,948	46	1,309
技能・労務職種	1					
医療職種 (病院看護師)	7	45.2	4,168	3,110	55	1,058
医療職種 (病院医療技術職員)	20	34	3,394	2,589	67	805

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員区分の外国人教師等、その他の医療職種(看護師)及び非常勤職員区分の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下については記載しない

注3:技能・労務職員とは国の行政職(二)にあたり、本学においては調理師、看護助手等の職務にあたる。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

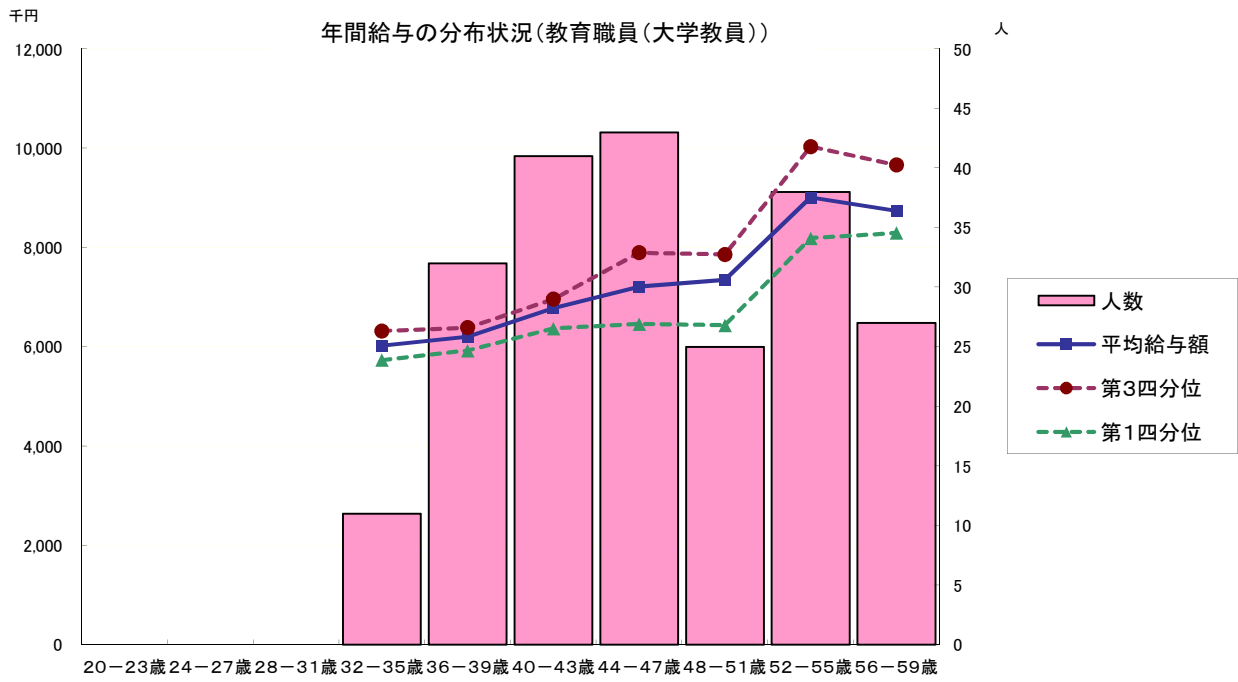


注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
局長	1	—	—	—	—	—	—
次長(部長)	1	—	—	—	—	—	—
課長	10	53.7	7,203	7,545	7,712		
課長補佐	15	54.6	6,016	6,135	6,198		
係長	72	52.1	5,434	5,582	5,851		
主任	25	40.7	4,209	4,605	4,841		
係員	30	31.1	3,139	3,537	3,883		

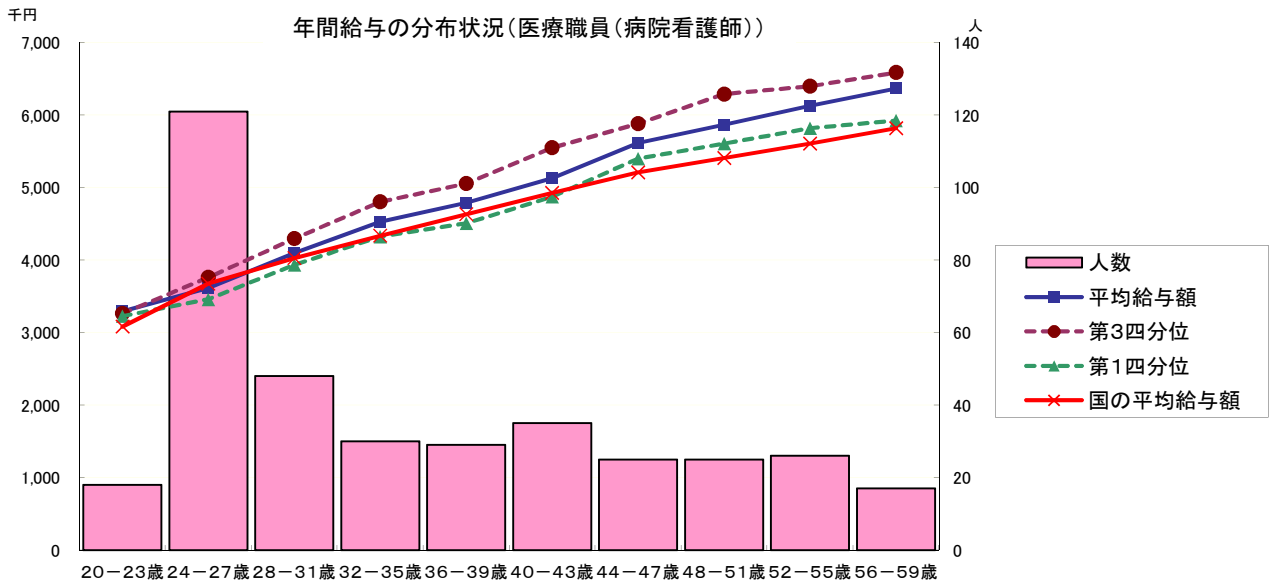
注: 事務・技術職員の局長及び次長については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	59	56.1	8,937	10,189	9,605	8,396	10,189
准教授	40	50.2	7,426	8,396	7,969	8,396	8,396
講師	41	47.4	7,036	7,988	7,454	7,988	7,988
助教	94	42.8	5,519	6,520	6,275	6,520	6,520
教務職員	3	44.5	—	—	4,961	—	—

注:教育職員(大学教員)の教務職員については、該当者が4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位の事項については記載しない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	3	55.8	-	-	6,753	-	-
看護師長	24	51.8	6,225	6,341	6,341	6,548	
副看護師長	58	45.9	5,382	5,649	5,649	6,047	
看護師	286	32.0	3,566	4,150	4,150	4,523	
准看護師	2	-	-	-	-	-	-

注1:医療職員(病院看護師)の看護部長及び准看護師については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は記載していない。

注2:医療職員(病院看護師)の副看護部長については、該当者が3名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位の事項については記載しない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般係員 技術職員	一般係員 技術職員	主任 係長 専門職員 技術専門職員	係長 専門職員 技術専門職員 課長補佐	課長補佐 課長 技術専門員	課長
人員 (割合)	154	14 (9.1%)	19 (12.3%)	92 (59.7%)	13 (8.4%)	10 (6.5%)	4 (2.6%)
年齢(最高～最低)		歳 46～24	歳 43～27	歳 59～35	歳 57～48	歳 58～46	歳 59～49
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,834～2,213	千円 3,633～2,494	千円 4,745～2,888	千円 4,674～4,308	千円 5,910～4,361	千円 6,751～5,814
年間給与額(最高～最低)		千円 3,688～2,923	千円 4,698～3,315	千円 6,301～3,828	千円 6,345～5,874	千円 7,625～5,944	千円 8,769～7,698

区分	計	7級	8級
標準的な職位		次長	局長
人員 (割合)		1 (0.6%)	1 (0.6%)
年齢(最高～最低)		歳 ～	歳 ～
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 ～

注:事務・技術職員の7級及び8級については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員)年俸制以外)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	221	3 (1.4%)	86 (38.9%)	39 (17.6%)	37 (16.7%)	56 (25.3%)
年齢(最高～最低)		歳 46～40	歳 63～32	歳 62～37	歳 64～36	歳 64～42
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,887～3,616	千円 5,642～3,787	千円 6,513～4,656	千円 6,762～3,888	千円 8,734～5,283
年間給与額(最高～最低)		千円 5,075～4,762	千円 7,247～5,044	千円 8,480～6,293	千円 9,173～5,181	千円 12,235～7,123

(教育職員(大学教員)年俸制)

区分	計	1級	2級
標準的な職位		助教～准教授	助教～教授
人員 (割合)	16	5 (31.3%)	11 (68.7%)
年齢(最高～最低)		56～39	62～35
所定内給与年額(最高～最低)		4,646～4,424	7,815～4,424
年間給与額(最高～最低)		6,100～5,809	10,377～5,809

注:教育職員(大学教員)年俸制の1級及び2級については、標準的な職員が混在している。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	374	2 (0.5%)	286 (76.5%)	58 (15.5%)	24 (6.4%)	3 (0.8%)	1 (0.3%)
年齢(最高～最低)		～	59～23	59～30	59～42	57～54	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,502～2,442	4,783～2,939	4,946～3,809	4,946～4,871	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,072～3,227	6,409～3,905	6,796～5,129	6,796～6,732	～

注:医療職員(病院看護師)の6級及び1級については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 65.5	% 64.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.6	% 34.5	% 35.6
	最高～最低	% 48.2～32.6	% 45.2～30.1	% 46.5～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.5	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.2	% 32.5	% 33.9
	最高～最低	% 40.5～31.8	% 37.8～29.3	% 39.1～30.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.9	% 61.6	% 59.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.1	% 38.4	% 40.3
	最高～最低	% 48.2～37.0	% 44.8～34.3	% 46.6～35.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65	% 67.5	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35	% 32.5	% 33.8
	最高～最低	% 40.5～32.0	% 37.8～29.5	% 39.2～30.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.7	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.8	% 33.3	% 34.5
	最高～最低	% 40.5～32.1	% 37.8～30.5	% 37.7～31.8

注: 医療職員(病院看護師)の管理職員については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

対国家公務員(行政職(一)／医療職(三))

事務技術職	82.9
医療職員(病院看護師)	103.8

対他の国立大学法人等(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務技術職	92.5
教育職員(大学教員)	93.3
医療職員(病院看護師)	97.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 82.9	
	参考	地域勘案 88.5
		学歴勘案 83.4
	地域・学歴勘案 89.1	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 20.5% (国からの財政支出額 5,545百万円、支出予算の総額 26,950百万円：平成24年度予算)	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は20.5%であり、累積欠損金もないことから、給与水準については適切であると考えます。 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えます。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
講ずる措置	「対国家公務員」において、指数82.9と基準(100)を超えない範囲であり、今後とも引き続き給与水準の維持に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 103.8	
	参考	地域勘案 103.3
		学歴勘案 104.3
	地域・学歴勘案 103.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、「医療職員(病院看護師)」については、行っていないため、国と比べて給与水準が高くなっている 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考えます。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 20.5% (国からの財政支出額 5,545百万円、支出予算の総額 26,950百万円：平成24年度予算)	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は20.5%であり、累積欠損金もないことから、給与水準については適切であると考えます。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考えます。	
講ずる措置	「対国家公務員」において、指数103.8であり、主務大臣の検証結果においても概ね適正と判断されているため、今後とも引き続き給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.3

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一)との給与水準(年額)の比較指標である。)

○比較対象職員の状況

年俸制適用者以外に係る③表(職級別在職状況等)の常勤職員欄の221人及び年俸制適用者に係る③表(職級別在職状況等)の常勤職員数の16人 計 237人 237人の平均年齢 48.2歳、平均年間給与額 7,622千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,424,442	5,634,042	△ 209,600	(△3.7%)	△ 166,467	(△2.97%)
退職手当支給額 (B)	290,319	536,213	△ 245,894	(△45.8%)	△ 26,108	(△8.2%)
非常勤役職員等給与 (C)	3,229,884	2,920,251	309,633	(10.6%)	755,774	(30.5%)
福利厚生費 (D)	1,138,776	1,101,130	37,646	(3.4%)	139,659	(13.9%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	10,083,421	10,191,636	△ 108,215	(△1.1%)	702,858	(7.49%)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費、その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」について、国家公務員の給与が引き下げられたことに伴い、本学においても特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関して、国家公務員に準拠し、H24.4.1とH24.8.1から、引き下げを行ったことにより前年度比として人件費は約3.72%減額したが、最広義人件費については、7対1看護維持のため看護師の採用数の増加及び教育・研究・診療を推進するため特任教員等の採用数の増加等により非常勤職員等の人件費は増加したため、約1.06%の減少となった。

・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関する本学の削減額(総額) 159,601千円

②「退職手当支給額」についても、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)及び国家公務員退職手当法の一部改正(平成24年11月26日制定)に関して、国家公務員に準拠し、支給率の引き下げを行った。

・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」及び国家公務員退職手当法の一部改正に関する本学の削減額(総額) 11,162千円

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、支給率に引き下げを実施した。

①役員に関する講じた措置の概要:在職期間1月につき、支給率を現行の12.5/100から段階的に10.875/100まで引き下げることにした。

②職員に関する講じた措置の概要:勤続年数25年以上の職員に適用していた調整率を全職員に適用(勤続年数、退職事由問わず)し、段階的に87/100まで引き下げることにした。